

警察活動の支え

第7章 CHAPTER 7



第1節

警察活動の基盤

第2節

国民の期待と信頼に
応える強い警察

第3節

犯罪被害者支援

第4節

犯罪対策閣僚会議の取組と
外国治安機関等との連携

第1節

警察活動の基盤

1 警察の体制

(1) 定員

平成26年度の警察職員の定員は総数29万3,696人であり、このうち7,728人が警察庁の定員、28万5,968人が都道府県警察の定員である。

図表7-1 警察職員の定員（平成26年度）

区分	警察庁				都道府県警察					合計
	警察官	皇宮護衛官	一般職員	計	警察官			一般職員	計	
					地方警務官	地方警察官	小計			
定員(人)	2,073	881	4,774	7,728	628	257,041	257,669	28,299	285,968	293,696

注：都道府県警察職員のうち、地方警務官については政令で定める定員であり、その他の職員については、平成26年4月1日現在の条例で定める定員である。

(2) 警察力強化のための取組

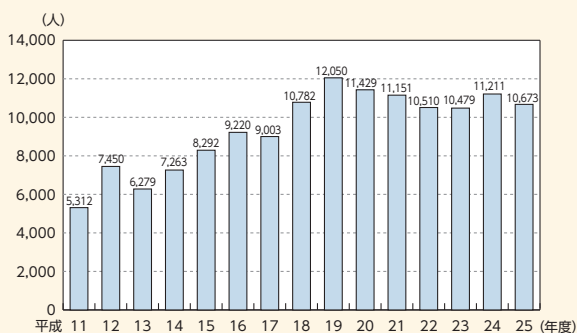
地方警察官については、平成13年度から25年度までの間に合計2万8,811人の増員を行ってきた(注)。刑法犯認知件数が15年以降11年連続して減少するなど、地方警察官の増員は、他の施策と併せ、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の回復に効果をもたらしていると考えられる。

しかしながら、我が国の治安は、刑法犯認知件数等の指標が改善する一方で、サイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロ、組織犯罪といった重大な脅威に直面するなど、犯罪情勢は依然として厳しく、引き続き、あらゆる角度から警察力の強化に努める必要がある。そのため、警察としては大量退職期が到来していることを踏まえつつ、次のような警察力強化のための取組を強力に推進し、厳しい治安情勢に的確に対応することとしている。

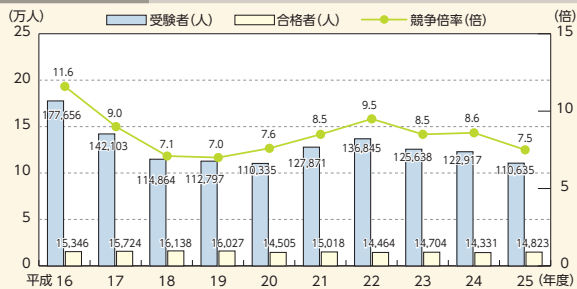
① 退職警察職員の積極的活用

交番相談員、捜査技能伝承官等の非常勤職員を拡充し、また、再任用制度を積極的に活用することで、即戦力たる退職警察職員により現場執行力を補完するとともに、経験豊富な警察職員の優れた技能を若手警察職員に伝承している。

図表7-2 地方警察官の退職者数の推移（平成11～25年度）



図表7-3 警察官採用試験実施状況（平成16～25年度）



注：東日本大震災に伴う、岩手県、宮城県及び福島県警察に対する750人の増員（平成23年度）を含む。

② 優秀な人材確保のための採用募集活動の強化

警察庁では、警察官という職業の魅力をアピールするため、合同企業説明会への参加、警察庁ウェブサイトや民間の就職サイトを通じた情報提供等を行い、都道府県警察の採用募集活動を支援している。



警察庁ウェブサイト（都道府県警察採用コンテンツ）

（3）教育訓練

警察職員には、適正に職務を執行するため、円満な良識と確かな判断能力や実務能力が必要とされる。警察学校や警察署等の職場では、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教育訓練の充実強化を図っている。

① 警察学校における教育訓練

都道府県警察の警察学校、警察庁の管区警察学校、警察大学校等では、対象者の階級及び職に応じて、次のような体系的な教育訓練を実施している。



警察学校での教育訓練

図表7-4 警察学校における教育訓練体系

採用時教育

新たに採用された警察職員に対し、職責を自覚させ、使命感を培うとともに、基礎的な知識及び技能を修得させるもの

昇任時教育

上位の階級又は職に昇任した警察職員に対し、それぞれの階級又は職に必要な知識及び技能を修得させるもの

専門教育

特定の業務の分野に関する高度な専門的知識及び技能を修得させるもの

② 職場における教育訓練

警察署等の職場では、個々の警察職員の能力又は職務に応じた個人指導や研修会の開催等により、職務執行能力の向上を図っているほか、経験豊富な警察官や退職警察官の講義等を通じ、専門的な知識及び技能の伝承に努めている。また、適切な職務執行を行うとともに、高い倫理観を培うため、有識者による講習会等を行っている。



映像射撃シミュレーター

③ 術科訓練の充実強化

凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、柔道、剣道、逮捕術、拳銃等の術科訓練を実施している。特に、様々に変化する状況に的確に対応する能力を培うため、映像射撃シミュレーター(注)等による拳銃訓練を始め、実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した実践的な訓練の充実強化を図っている。



実践的な訓練

コラム ① 伝承教育～若手警察職員の早期戦力化～

大量退職期の到来による豊富な技能、知識、経験を有したベテラン警察職員の減少は、警察の職務執行力の低下につながりかねないことから、警察庁及び各都道府県警察では、実務経験豊富で卓越した専門的な技能又は知識を有する職員を技能指導官に任命し、職務執行の現場等において技能指導官による伝承教育を実施することで、職務執行力の維持・強化を図っている。

例えば、職務質問の技能に秀でた技能指導官は、パトカーによる実際のパトロールに同行し、不審者を発見するための着目点や職務質問の効果的实施方法等を指導するとともに、警察学校で行われる専門教育において、自らの経験や技能を教授している。

また、技能指導官による教育は、スペシャリストとしての仕事への取組姿勢や専門的な技能・知識を有するに至るまでの努力等を伝えることで、単なる専門的な技能・知識の伝承にとどまらず、警察職員としての職務倫理向上にも寄与している。



技能指導官による実技指導

(4) 警察官の殉職・受傷

警察官は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共安全と秩序の維持に当たるため、自らの身の危険を顧みず職務を遂行し、その結果、不幸にして殉職・受傷する場合がある。平成25年中には、交通違反車両を白バイで追跡中の交通機動隊の警察官が、対向車線を進行してきた車両と衝突し、殉職する事案等が発生した。

警察では、殉職・受傷した警察官又はその家族に対して、公務災害補償制度による公的補償のほか、賞じゅつ金の支給等の措置をとっている。また、果敢な職務執行に対しては、警察庁長官名による表彰を行っている。

注：スクリーン投影した映像に向け、レーザー光線で射撃を行う訓練装置

2 警察の予算と装備

(1) 警察の予算

警察の予算は、警察庁予算と都道府県警察予算から成る。このうち、警察庁予算には、国庫が支弁する都道府県警察に要する経費と補助金が含まれる。

平成25年度警察庁予算では、サイバー空間の脅威への対処に要する経費等を、補正予算では、大規模災害対策の推進に要する経費等を措置した。

25年度の国民一人当たりの警察予算は約2万7,000円であった。

① 警察庁予算

25年度当初予算（一般会計）

- ・総額 2,409億6,300万円
- ・前年度比 10億400万円(0.4%)増加
- ・国の基礎的財政収支対象経費(※)総額の0.3%

サイバー空間の脅威への対処、客観証拠重視の捜査のための基盤整備に要する経費等を措置

※一般会計の歳出から国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの

25年度当初予算（東日本大震災復興特別会計）

- ・総額 70億円

25年度補正予算

- ・補正予算（第1号）総額 152億3,400万円

最近の犯罪情勢等への対処、大規模災害対策の推進に要する経費を措置

② 都道府県警察予算(※)

- ・総額 3兆1,573億8,900万円
- ・前年度比 1,016億6,900万円(3.1%)減
- ・全都道府県の一般会計予算総額の6.1%

※各都道府県が、犯罪情勢・財政事情等を勘案して編成

(2) 警察の装備

① 車両の整備

警察用車両として、パトカー、白バイ等が全国に約4万2,500台整備されている。

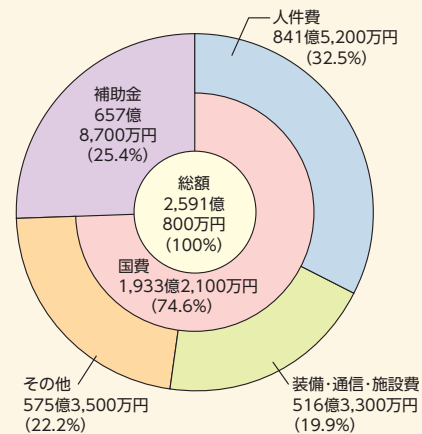
平成25年度は、総合的な暴力団対策推進のための車両を増強した。

② 装備品の整備と開発改善

25年度は、サイバー空間の脅威への対処に必要な資機材や、テロへの対処、薬物犯罪対策、暴力団犯罪対策等のための装備品を整備した。

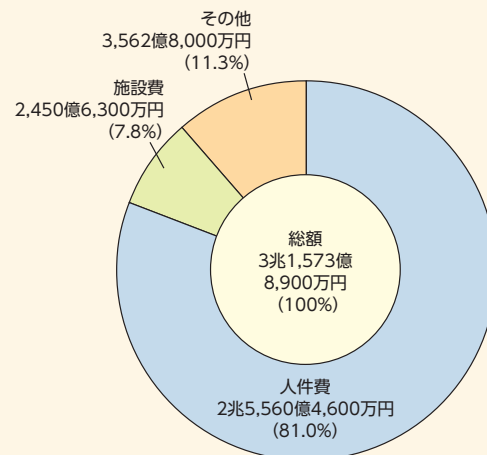
また、最先端の科学技術を導入するなどして装備品の開発と改善を進め、業務の効率化と高度化を図っている。

図表7-5 警察庁予算（平成25年度最終補正後）



※東日本大震災復興特別会計繰入のための経費を除いたもの。
※100万円未満を四捨五入しているため、内数の合計が合わない場合もある。

図表7-6 都道府県警察予算（平成25年度最終補正後）



パトカーによる活動

3 警察の情報通信

警察の情報通信は、警察活動を支える不可欠な基盤である。警察では、事件、事故及び災害がどこでどのように発生しても即座に対応できるよう、各種の情報通信システムを開発し、それらを全国に整備するとともに、システムの高度化に努めている。

(1) 警察活動を支える警察情報通信

警察では、独自に整備・維持管理している無線多重回線、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等により構成される全国的なネットワークにより、警察庁、管区警察局、警察本部、警察署、交番等を結ぶほか、

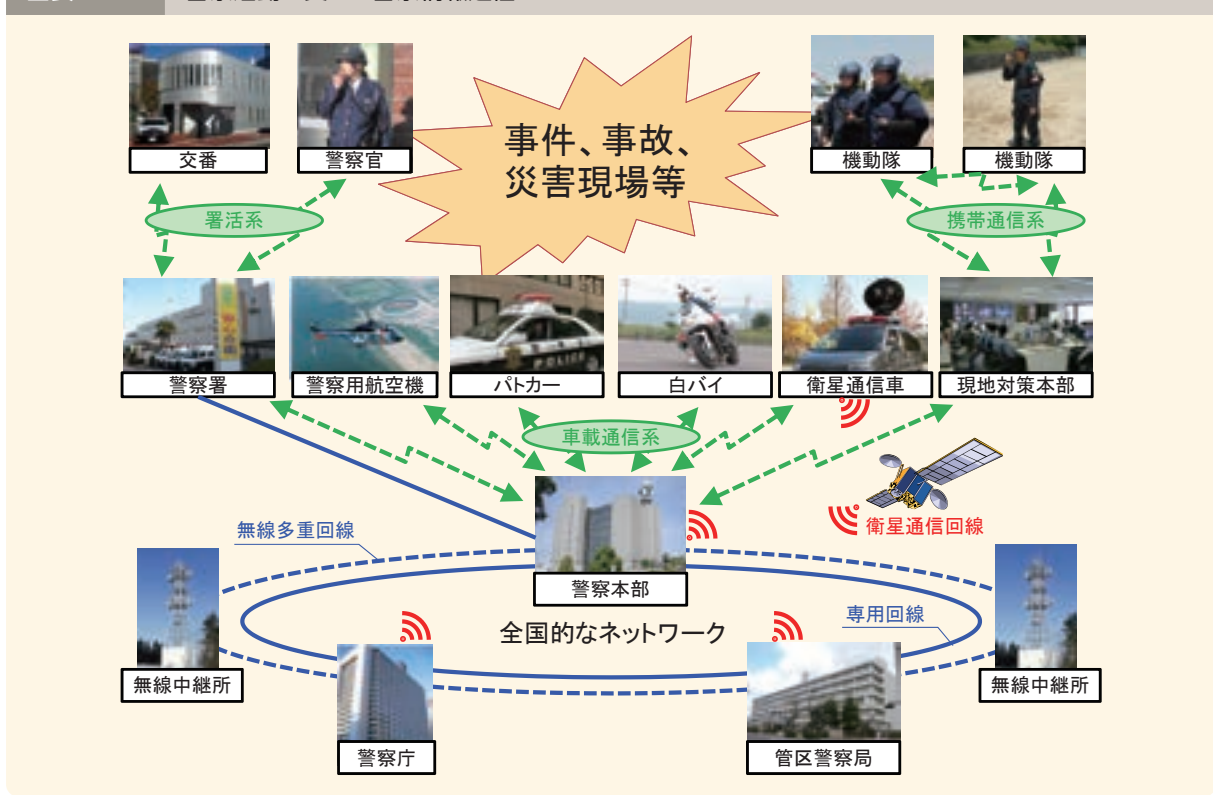
- ・ 車載通信系（警察本部を中心に警察署、パトカー、警察用航空機等を結ぶ無線通信系）
- ・ 携帯通信系（機動隊による部隊活動等、局所的な警察活動での無線通信系）
- ・ 署活系（警察署を中心に所属する警察官を結ぶ無線通信系）

といった各種の移動通信システムを構築することにより、警察業務を遂行する上で不可欠な情報の伝達を実現している。

システムの管理、運営等のため、各都道府県に国の機関である情報通信部が設置され、都道府県警察の業務を支えている。また、広域・重大事案発生時の通信施設の運用に関する指導・調整等のため、各管区警察局に情報通信部が設置されている。

地方機関^(注)には機動警察通信隊が設置されており、現場の警察活動の基盤となる通信を確保している。具体的には、事件、事故又は災害発生時等に、警察本部と現場警察官との間の指揮命令や連絡等が円滑に行われるよう、衛星通信車やヘリコプターテレビシステムを活用し、警察本部を始め警察庁や首相官邸へ現場映像を伝送しているほか、臨時の無線中継所設置による無線の不感地帯対策等を講じている。

図表 7-7 警察活動を支える警察情報通信



注：30頁参照

コラム ② 様々な現場で活躍する機動警察通信隊

平成25年中は、7月に山口県及び島根県で発生した豪雨災害、10月に熊本県で実施された第33回全国豊かな海づくり大会等に伴う警衛警備、11月に千葉県で発生した廃油リサイクル工場における爆発事故等、様々な現場において機動警察通信隊が出動し、警察本部等への現場映像伝送等を行うことにより、現場の状況把握や機動隊等の部隊活動のための指揮に貢献した。

図表7-8 機動警察通信隊員による現場映像伝送のイメージ



(2) 警察情報管理システム

警察では、盗難車両、行方不明者等に関する情報を警察庁に登録することにより、第一線の警察官からの照会に即時に回答したり、運転免許証に関する情報を全国一元管理することにより、運転免許証の不正取得を防止したりするための警察情報管理システムを構築している。

(3) 情報管理の徹底

警察では、犯罪捜査、運転免許等に関する大量の個人情報のほか、多くの機密情報を取り扱っていることから、警察庁は、警察情報セキュリティポリシー（警察情報セキュリティに関する規範の体系）を策定するなどして、情報の流出防止対策等の情報セキュリティの向上のための総合的な対策を進めている。

具体的には、都道府県警察等に対し、捜査資料等の不必要な複写及び持ち出しの禁止や不必要な情報の廃棄・消去等、情報の組織的管理の徹底について指示するとともに、情報管理に係る職員の責務等について浸透を図っている。

また、情報流出防止対策として、個人所有の外部記録媒体の利用を技術的に禁止する機能や外部記録媒体に書き込む情報の自動暗号化機能を導入するなどしている。このほか、個人所有のコンピュータ等の公務使用を禁止するなどの取組やシステムの利用状況を分析できる証跡の管理強化等についても実施しており、これらの取組の実効性等を検証するため、都道府県警察等を対象とした監査を継続的に実施している。

さらに、平成24年5月に警察庁CSIRT^(注1)を設置し、警察情報管理システム等において情報セキュリティインシデント^(注2)が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の集約・分析、被害拡大の防止等を実施することとしている。

注1：Computer Security Incident Response Teamの略

注2：不正プログラム感染事案等情報セキュリティの維持を困難とする事案

4 留置施設の管理運営

(1) 留置施設の管理運営

平成26年4月1日現在、留置施設は全国で1,176施設設置されている。警察では、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、捜査と留置の分離を徹底しつつ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を推進して、適正な留置管理業務の運営を徹底している。

図表7-9 適正な留置管理業務の運営

人権に配慮した適正な処遇

- ・健康診断の実施(月2回)
- ・ラジオ、日刊新聞紙の備付け
- ・健康に配慮した適切な食事

女性被留置者の適正な処遇

- ・女性の特性に十分配慮した処遇
- ・女性専用留置施設の設置
(処遇全般を女性警察官が担当)

外国人被留置者の適正な処遇

- ・母国語によって留置施設内の処遇等を案内する冊子を整備
- ・外国文化に配慮した食事

留置施設内設備の改善・整備

- ・被留置者のプライバシーを保護するため、居室を横一列の「くし型」に配置し、前面に遮蔽板を設置
- ・留置施設内に冷暖房装置を設置



健康診断の状況(被留置者は模擬)



留置施設における食事の例(夕食)



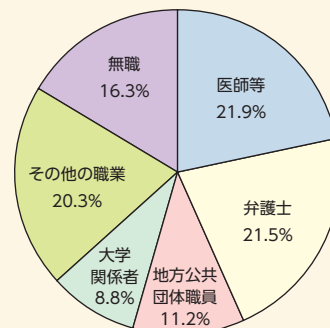
女性警察官による処遇(被留置者は模擬)

また、警察庁では、被留置者の処遇を全国的に斉一にするため、毎年全ての都道府県警察の留置施設に対し計画的な巡察を実施している。さらに、留置施設の運用状況について透明性を高めるため、部外の第三者から成る機関として、留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)が、警視庁、道府県警察本部及び方面本部に設置されている。委員会は、弁護士等の法律関係者や医師、地域住民等の10人以内の委員で構成されている。各委員は、留置施設を実際に視察し、被留置者と面接するなどして留置施設の実情を把握した上で、委員会として留置業務管理者(警察署長等)に意見を述べるものとされており、警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長は、委員会からの意見及びこれを受けて警察が講じた措置の概要を公表することとされている。



留置施設視察委員会による視察の状況

図表7-10 留置施設視察委員会委員の職業別割合(平成26年1月1日現在)

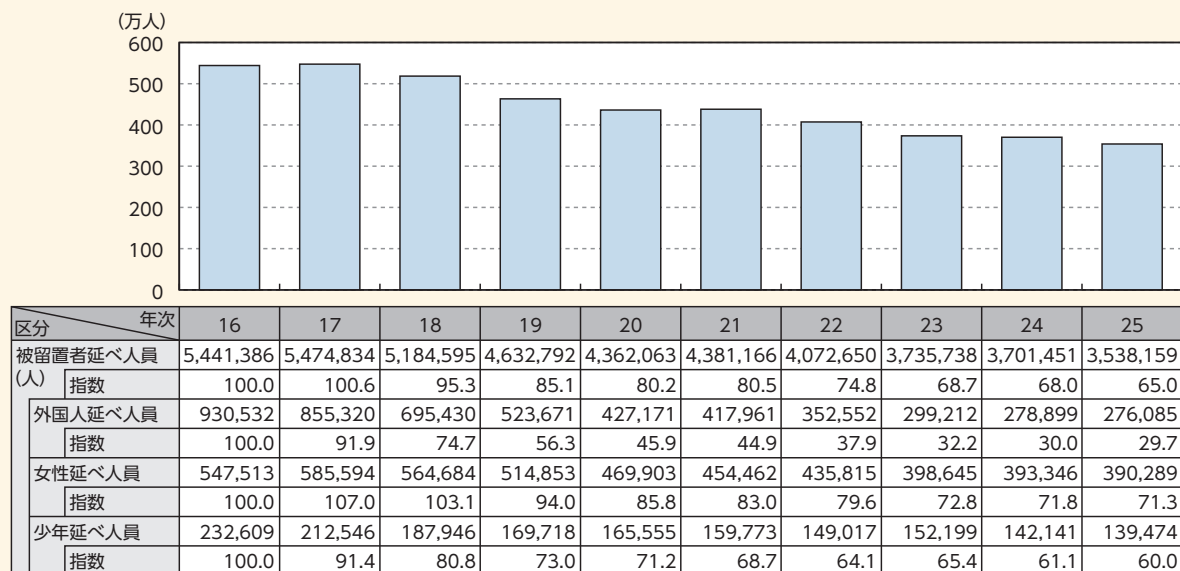


全国合計251名
(うち女性72名)

(2) 被留置者の収容状況

平成25年中の被留置者の年間延べ人員は約354万人（1日平均約9,700人）と、前年より約16万人（4.4%）減少した。

図表7-11 被留置者延べ人員の推移（平成16～25年）



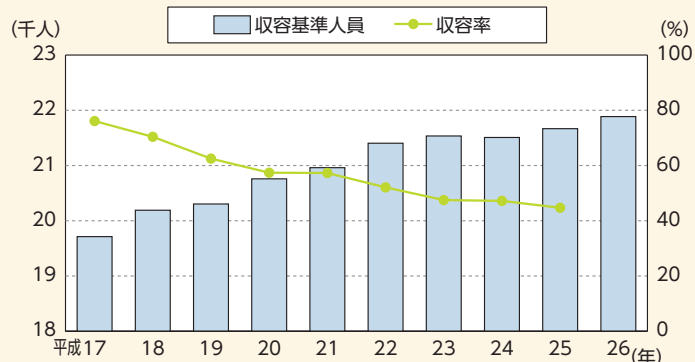
警察では、警察署の新築・増改築時に十分な規模の留置施設を整備するとともに、拘置所等刑事施設に対し早期の移送を要請することなどにより収容力の確保を図っている。

この結果、留置施設の収容率^(注1)も低下しつつあるが、過剰な収容状態は、被留置者の処遇環境を悪化させ、また、円滑な捜査活動を妨げるおそれがあるため、引き続き、これらの取組を推進していくこととしている。



留置施設内の状況

図表7-12 収容基準人員^(注2)（全国）と収容率の推移（平成17～26年）



注：収容基準人員については各年4月1日現在の数値であり、収容率については年間平均値である。

注1：留置施設の定員数に対する被留置者の割合

注2：留置施設の定員数

5 管区警察局・皇宮警察本部の活動

(1) 管区警察局の活動

① 管区警察局の役割

警察庁には、その地方機関として7つの管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部が設置されている。事務を能率的に処理するため、管区警察局は、警察庁の事務の一部を分担して所掌している。東京都と北海道の区域は、管区警察局の管轄外とされ、必要に応じ、警察庁が直接に指揮監督等を行う。

② 管区警察局の主な業務

管区警察局では、主として次のような業務を行っている。

ア 府県警察に対する監察

管区警察局の監察機能は、平成12年以降の警察改革の一環として強化され、各管区警察局に総務監察部^(注1)を設置し、管内の府県警察に対する監察を実施している。

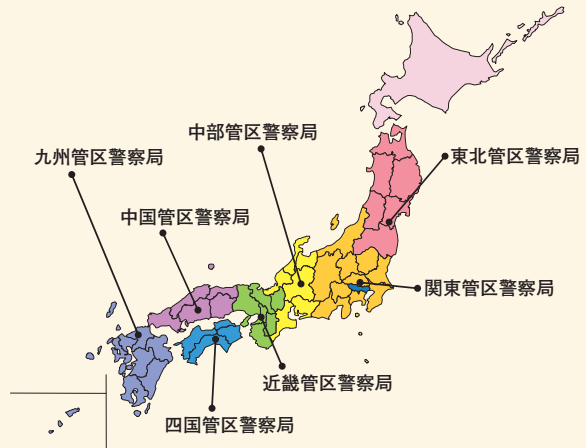
イ 広域調整

広域的な対処を必要とする重要事件の合同捜査・共同捜査、高速道路における広域的な交通規制、交通取締り等の実施等に関し、府県警察に対する指導・調整を行っている。

ウ 大規模災害への対応

大規模災害の発生時には、被災状況等に関する情報の収集・分析に当たるとともに、警察災害派遣隊の派遣等に関する調整を行っている。

図表7-13 管区警察局の管轄区域



図表7-14 管区警察局の主な業務と果たしている役割

府県警察に対する監察	警察事務の能率的運営と規律の保持
広域調整	広域的な重要事件の検挙 広域的な道路交通の斉一性の確保
大規模災害への対応	国の危機管理機能の発揮
警察の情報通信	緊急事態対処体制の確保 全国警察の有機的連携の確保
犯罪の取締りのための技術支援	府県警察に対する技術的指導 電磁的記録の解析
教育訓練	警部補・巡査部長の能力向上

事例 Case

東北管区警察局は、東北6県警察の広域緊急援助隊のほか、自衛隊、自治体、消防、秋田県医師会・歯科医師会等延べ590人の参加を得て、検視・身元確認訓練、原子力関連施設周辺における救出救助訓練等を行い、大規模災害警備活動における救出救助能力の向上、関係機関との連携強化を図った。



救出救助訓練

エ 警察の情報通信

警察庁や都道府県警察を結ぶ情報通信網の整備、管理等を行っている。また、サイバーフォース^(注2)と呼ばれる技術部隊を設け、サイバーテロの未然防止や被害拡大防止に係る活動を行っている。

オ 犯罪の取締りのための技術支援

府県警察の行う搜索差押え、検証等の現場に臨場するなどして、記録媒体内部の電磁的記録の損壊防止、コンピュータの設定状況等の確認、証拠となる電磁的記録の抽出等の技術支援を行っている。

カ 教育訓練

管区警察局に附置された管区警察学校では、主として警部補及び巡査部長の階級にある府県警察の職員を対象とした昇任時教育、専門的教育等を実施している。

注1：東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局は総務監察・広域調整部を設置している。

注2：115頁参照

(2) 皇宮警察本部の活動

警察庁に附置されている皇宮警察本部は、天皇陛下及び皇族方の護衛、皇居、御所等の警備等を行っている。

① 天皇及び皇族の護衛

天皇陛下及び皇族方の御身辺の安全を確保するため、護衛を担当する側衛官^(注1)が、皇居、御所等のもとより、国内外において常に直近で護衛に当たっている。

平成25年中は、天皇皇后両陛下がインドを御訪問になった際などに、海外に側衛官を派遣し、御身辺の安全を確保した。

② 皇居、御所等の警備

皇居、赤坂御用地、各御用邸、京都御所、正倉院等における安全を確保するため、1都1府4県^(注2)において警戒警備活動を行っている。



天皇誕生日一般参賀に伴う護衛警備実施

図表7-15 皇宮警察本部の勤務地



図表7-16 平成25年に護衛警備を実施した主な行事

1月2日	新年一般参賀
4月18日	春の園遊会
6月7日	フランス共和国大統領の皇居参内
10月31日	秋の園遊会
12月23日	天皇誕生日一般参賀



国賓歓迎行事に伴う護衛警備実施

③ 国賓等の護衛

国賓として来日した外国要人の皇居参内や、信任状等の捧呈に伴う特命全権大使・公使の皇居参内に際して、騎馬、サイドカー等で護衛に当たっている。

コラム ③旧枢密院庁舎の皇宮警察本部庁舎としての再使用

皇居内にある旧枢密院庁舎は、大正10年に完成し、昭和22年に枢密院が廃止された後は内閣官房、法務省等の庁舎として使用された。その後、昭和37年から59年までの間は皇宮警察本部庁舎として使用されていたが、同年に皇宮警察本部の新庁舎が完成した後は使用されていなかった。

歴史的建造物であることから、平成17年度に再使用が検討され、改修の上、25年7月から、皇宮警察本部庁舎の本館として使用が再開された。



皇宮警察本部本館 (旧枢密院庁舎)

注1：皇宮護衛官のうち護衛を担当する者

注2：栃木県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府及び奈良県

6 研究機関の活動

(1) 警察政策研究センター

警察大学校に置かれている警察政策研究センターは、様々な治安上の課題に関する調査研究を進め、政策提言を行うとともに、警察と国内外の研究者等との交流の拠点として活動している。

① フォーラムの開催

関係機関・団体等と連携し、国内外の研究者・実務家を交えて社会安全等に関するフォーラム等を開催している。



フォーラムの開催

図表7-17 フォーラムの開催状況(平成25年度)

開催月	フォーラム等のテーマ	基調講演者
25年 9月	サイバー空間の脅威への対策における新たな展開～産学官連携への期待～	米国NCFTA ^(注) 代表等
25年12月	高齢者犯罪の実態と対策	大学教授等
26年 2月	メディア社会における警察の情報発信～事件検挙等につながる市民との協働関係の構築に向けて～	英国政府幹部等

② 大学関係者との共同研究活動の推進

大学関係者と共同して研究活動を行っている。最近の研究活動として、慶應義塾大学大学院法学研究科との間で、近年の情報通信技術の発達に伴い国民の自由と安全をいかにバランスよく保障していくかについて共同研究を行っているほか、警察政策学会における共同研究活動に参画した。

事例 1

Case

今後の我が国における犯罪対策の在り方について議論するために設置された、警察政策学会犯罪予防法制部会「これからの安全・安心研究会」での多様な専門分野の有識者による議論に参加・協力し、その成果が「「これからの安全・安心」のための犯罪対策に関する提言」として取りまとめられた。

③ 大学・大学院における講義の実施

警察政策に関する研究の発展及び普及のため、東京大学公共政策大学院、一橋大学国際・公共政策大学院、早稲田大学法科大学院、中央大学法科大学院、首都大学東京都市教養学部、法政大学法学部等に職員を講師として派遣している。



大学・大学院講義(中央大)

④ 警察に関する国際的な学術交流

海外で開催される国際的な学術会議に参加し、日本警察に関する情報発信を行っている。また、韓国警察大学治安政策研究所、フランス高等治安・司法研究所、フランス・トゥールーズ第一社会科学大学警察学研究センター及びドイツ・フライブルク大学安全・社会センターとの間で協定を締結し、警察に関する国際的な学術交流を実施している。



警察に関する国際的な学術交流

事例 2

Case

25年6月、台湾・新北で開催された第14回アジア警察学会年次総会に参加して、我が国における総合的な犯罪対策と新たなアプローチについて発表を行った。

(2) 警察情報通信研究センター

警察大学校に置かれている警察情報通信研究センターでは、警察活動に関わる情報通信技術について研究しており、その成果は犯罪捜査等の効率化や警察における情報通信システムの整備を始めとする様々な警察活動に活用されている。

研究例 ①画像処理技術に関する研究

犯罪捜査等の効率化のため、低画質な画像の鮮明化技術、多数の画像から情報を効率的に選別する解析技術、画像から人物等を特定する識別技術等の研究を行っている。



画像鮮明化に関する研究

研究例 ②映像伝送用の無線通信システムに関する共同研究

災害や事件事故等の発生時には、現場の映像等を警察本部へ迅速に伝送する必要がある。そこで、これに用いる無線通信システムについて装置の小型化や効果的な活用方策について、その通信方式の標準化に携わった独立行政法人情報通信研究機構と共同して研究を行っている。



外部研究機関との共同研究

(3) 科学警察研究所

警察庁に附置されている科学警察研究所は、犯罪科学に関する総合的な研究機関である。生物学、医学、化学、薬学、物理学、工学、社会学、心理学等の広範囲にわたる科学の最新の成果を犯罪捜査、犯罪予防、交通事故防止等に役立てており、その機能は、鑑定、研究、研修の3つに分けられる。

図表7-18 科学警察研究所の役割

鑑定・検査

ミトコンドリアによるDNA解析等の高度な技術や設備を必要とする鑑定や、偽造通貨や銃器等の国が一元的にデータを管理することが必要な物品の鑑定を行っている。

研究・開発

鑑定に必要となる新たな技術の確立や機材の開発を図るとともに、犯罪・非行原因や防犯対策、交通安全に関する研究等を行っている。

研修・指導

法科学研修所を設置し、都道府県警察の職員に対し、研究の成果や、鑑定を通じて得られた知見を教授することによって、警察全体の鑑定技術の向上を図っている。

研究例 凶悪事件の犯罪者プロファイリング

犯罪者プロファイリングとは、統計データや心理学等に基づいて犯罪現場や被害者から得られた情報等を分析し、犯人像等犯罪捜査に役立つ情報を導き出すものである。科学警察研究所では、殺人、強制わいせつ等の凶悪事件に関する犯罪者プロファイリングの研究に取り組み、統計的手法を基盤においた信頼性の高い分析方法の体系化を進めている。例えば、連続強姦事件の場合、類似事件の情報等を分析し、同一犯による犯行か否かを判断したり、犯人像や犯人の活動領域を推定することによって捜査活動を支援している。

第2節

国民の期待と信頼に応える強い警察

1 国民の期待と信頼に応える強い警察の確立に向けた取組

(1) 国民の期待と信頼に応えるために

① 積極的かつ合理的な組織運営

警察では、平成25年9月に「国民の期待と信頼に応える強い警察」の確立に向けた取組を強化するとの方針を示し、積極的かつ合理的な組織運営を推進している。

具体的には、警察の業務が多様かつ広範なものとなっている中で、警察が国民から負託された責務を全うするため、警察署の業務を中心に大胆な合理化・効率化を進めるとともに、大量採用・大量退職期が到来していることを踏まえた若手警察職員の早期戦力化等に取り組んでいる。

また、非違事案に対して厳正に対処するとともに、原因・背景の分析に基づき、非違事案につながりにくい業務の仕組みの構築を図るなど、非違事案対策の高度化に取り組んでいる。



若手職員の早期戦力化のための研修

事例 Case

大阪府警察では、若手警察官の職務質問技能の向上及び現場執行力の強化を目指す取組として「職質相談「ステップ・アップ・センター」」を開設している。

この取組では、「地域警察職務質問指導マイスター」に任命された優れた技能を有する地域警察官等が、若手警察官の職務質問に関する疑問や相談に個別に対応するほか、様々な職務質問の場面を想定したロールプレイング方式での指導を行っている。平成25年中は、延べ3,223人が、非番日や休日を利用して、同センターでの相談等や指導を受けた。



職務質問ステップ・アップ・センター

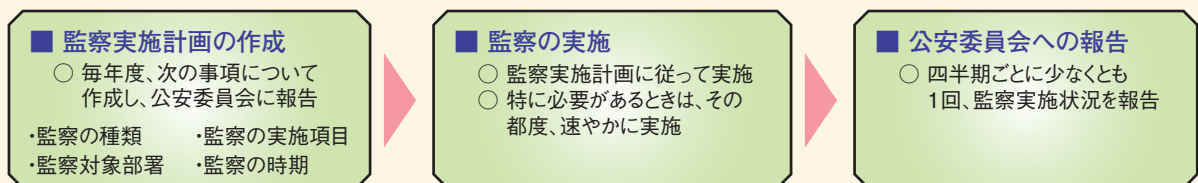
② 監察の実施と苦情をいかした業務改革の推進

ア 監察

警察では、その能率的な運営及び規律の保持に資するために、警察庁、管区警察局及び都道府県警察において、国家公安委員会が定める監察に関する規則に基づき、厳正な監察を実施している。

平成25年度中、警察庁及び管区警察局においては、都道府県警察等に対し、2,235回の監察を実施し、捜査状況を管理するための書類の記載が不十分であるなど不備のある点について業務改善を図った。

図表7-19 監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）



イ 苦情をいかした業務改革の推進

都道府県警察では、職員の職務執行に対する苦情の傾向を分析し、その結果を踏まえた業務改善策の策定、苦情の内容に応じて講じた措置の点検・検証を行うなど、苦情を活用した組織的な業務改革を推進している。

事例 Case

埼玉県警察では、同県警察ウェブサイトを開覧して運転免許証の記載事項変更手続に訪れた外国人から「手続に必要な書類が掲載されていない。」との苦情の申出があったことから、外国人の手続に必要な書類もウェブサイトで確認できるように業務改善を行った。

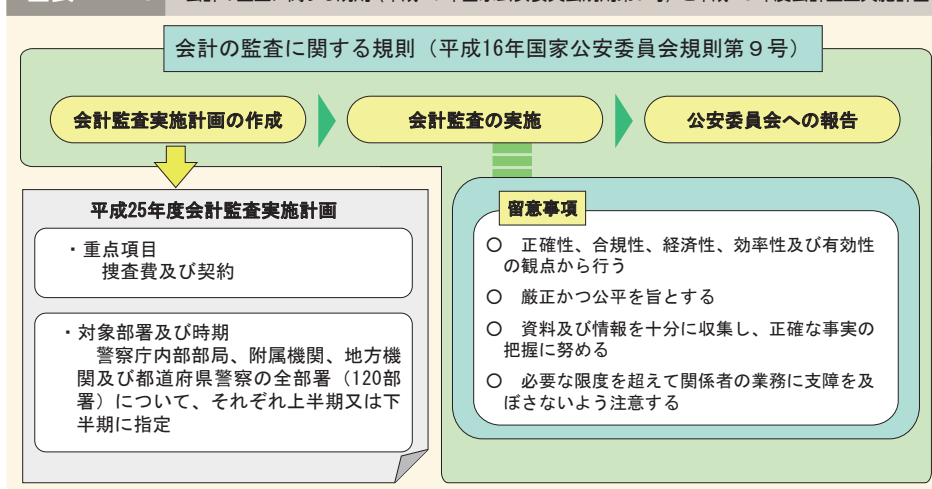
(2) 適正な予算執行の確保

警察では、適正な予算執行を確保するため、次のような取組を行っている。

① 警察が行う会計監査

国家公安委員会が定める会計の監査に関する規則に基づき、警察庁長官、警視總監、道府県警察本部長及び方面本部長は、監査手法に改善・工夫を加えながら、一層適正な会計経理を推進するため、会計監査を実施している。

図表7-20 会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）と平成25年度会計監査実施計画



平成25年度は、図表7-20のとおり、警察庁の会計監査実施計画を作成し、全120部署を対象に会計書類の点検を行うとともに、捜査費の執行に直接携わった捜査員2,504人を含む6,084人に対して聞き取りを実施するなどした。

26年度については、25年度の会計監査実施結果を踏まえつつ、引き続き厳正な監査を行うこととしている。

② 会計に関する職員教育

職員に予算執行の手続に関する正確な知識を修得させるとともに、適正経理の重要性を再認識させるため、会計に関する職員教育を徹底している。また、それに必要な捜査費等の経理に関する各種の解説資料を作成し、配布している。

③ 会計業務の改善に係る取組

警察庁では、会計業務の改善に係る各種取組を全庁を挙げて推進するため、関係職員から成る「警察庁会計業務改善委員会」及び外部有識者から成る「警察庁会計業務検討会議」を開催して、行政事業レビュー、調達改善及び随意契約の適正化に係る取組等を通じ、会計業務の改善に努めている。



監査における職員からの聞き取り

2 国民に開かれた警察活動

(1) 警察署協議会

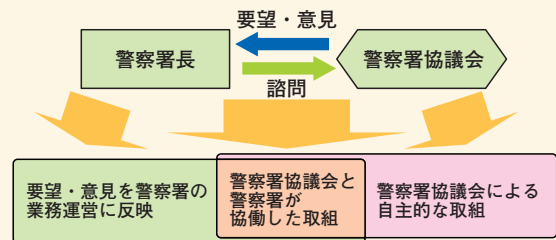
警察は、地域の犯罪や交通事故を防止するなどの様々な活動を行うに際して、住民の意見、要望等を十分に把握するとともに、住民の理解と協力を得ることが必要である。

そのため、原則として全国の全ての警察署に警察署協議会が置かれており、警察署長が警察署の業務について住民の意見を聴くとともに、理解と協力を求める場として活用されている。その委員については、都道府県公安委員会が、警察署の管轄区域内の住民のほか、地方公共団体や学校の職員等、地域の安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい者に委嘱しており、外国人や学生を含む幅広い分野等から委嘱された委員が全国で活躍している。平成26年4月1日現在、1,166署に協議会が設置され、総委員数は10,552人である。

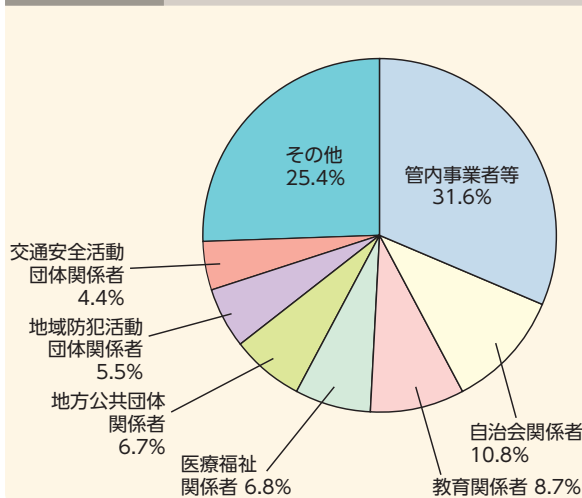


警察署協議会の開催状況

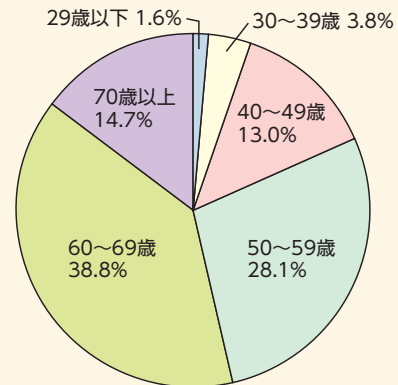
図表7-21 警察署協議会の役割



図表7-22 委員の職業等別構成 (平成26年4月1日現在)



図表7-23 委員の年齢別構成 (平成26年4月1日現在)



事例 Case

京都府川端警察署協議会において、小学校の統合後の新学期に児童の登下校時の安全対策を行ってほしいとの意見が出された。これを受け、京都府川端警察署では、管内の大学生(アメリカンフットボール部員)や地域交通安全活動推進委員らと連携し、各通学路が合流する主要交差点での監視活動や、集団登校に同行しての見守り活動を実施した。



児童の登下校の見守り状況

(2) 情報公開制度

警察庁では、警察庁訓令・通達公表基準に基づいて、訓令及び施策を示す通達を原則として公表することとし、ウェブサイトに掲載している。また、窓口を設置し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求を受け付けるとともに、警察白書や統計、報道発表資料等の文書を一般の閲覧に供している。

平成25年度中の国家公安委員会と警察庁に対する同法に基づく開示請求及びその開示決定等の件数は図表7-24のとおりである。

(3) 個人情報保護

警察庁では、警察庁における個人情報の管理に関する訓令を制定し、個人情報の管理体制を定めるなどして保有する個人情報の適正な取扱いに努めている。また、窓口を設置し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求を受け付けている。

平成25年度中の国家公安委員会と警察庁に対する同法に基づく開示請求及びその開示決定等の件数は、図表7-25のとおりである。

(4) 政策評価

国家公安委員会と警察庁は、3年ごとに策定する「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」を踏まえて、毎年、政策評価の実施に関する計画を策定し、政策評価を実施している。(注)平成25年度には、実績評価書、事業評価書及び総合評価書をそれぞれ1件ずつ作成・公表した。

図表7-24 平成25年度中の開示請求等の件数(情報公開)

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	11	1	1	4
警察庁	340	189	144	17

注：開示請求の受理後に請求が取り下げられ、請求に対する決定が行われなかったものが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計件数は異なっている。



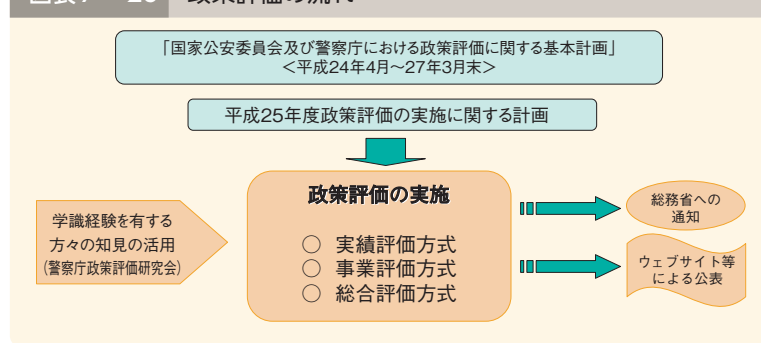
警察庁の情報公開・個人情報保護室

図表7-25 平成25年度中の開示請求等の件数(個人情報保護)

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	5	3	0	2
警察庁	14	6	5	3

注：開示請求の受理後に請求が取り下げられ、請求に対する決定が行われなかったものが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計件数は異なっている。

図表7-26 政策評価の流れ



図表7-27 平成25年中に作成・公表された実績評価書及び事業評価書

- 平成24年度実績評価書 (25年7月)
- 事業評価書 道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)により新設された規制 (26年3月)
- 総合評価書 サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進 (26年3月)
- ※ 25年6月及び26年2月に学識経験者等で構成される警察庁政策評価研究会を開催

注：警察庁ウェブサイト(http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm)に掲載

1 犯罪被害者支援

(1) 基本施策

犯罪被害者及びその遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪によって直接、身体的、精神的又は経済的な被害を受けるだけでなく、様々な二次的被害を受ける場合がある。そこで、警察では次のとおり、様々な側面から犯罪被害者支援の充実を図っている。また、各都道府県警察において、捜査員以外の職員が事件発生直後に犯罪被害者支援を行う指定被害者支援要員制度^(注)が導入されている。

図表7-28 犯罪被害者支援に係る基本施策

<p>犯罪被害者等に対する情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「被害者の手引」^(※1)の作成・配布 ・被害者連絡の実施^(※2) ・地域警察官による被害者訪問・連絡活動^(※3) 	<p>捜査過程における犯罪被害者等の負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者用事情聴取室の整備（応接セットの設置、照明・内装の改善等） ・被害者支援用車両（カーテン等で窓ガラスを遮へいするなど、犯罪被害者等の心情に配慮した内装）の活用
<p>相談・カウンセリング体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害相談電話（「#（シャープ）9110番」等）の開設 ・被害相談窓口の設置 ・カウンセリング技術を有する警察職員の配置 ・精神科医や民間のカウンセラーとの連携の確保 	<p>犯罪被害者等の安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再被害防止措置の実施（パトロールの強化、被害者訪問等） ・緊急通報装置の被害者宅等への整備
<p>犯罪被害者支援に関する広報啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット、ポスター等の作成・配布 ・全国犯罪被害者支援フォーラム等の各種行事への支援 ・中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催 	<p>※1：刑事手続や法的救済制度の概要、犯罪被害給付制度等の情報を掲載したパンフレット</p> <p>※2：犯罪被害者等の意向等状況に応じ、捜査状況や被疑者の処分結果等を連絡している。</p> <p>※3：犯罪被害者等の再被害防止や不安感解消を目的としている。</p>

(2) 被害者支援連絡協議会の活動

犯罪被害者等が支援を必要とする事柄は、生活、医療、公判等多岐にわたるため、警察のほか、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局や相談機関等から成る「被害者支援連絡協議会」が全ての都道府県で設立されている。このほか、警察署の管轄区域等を単位とした犯罪被害者支援のための連携の枠組みが各地に構築され、よりきめ細かな犯罪被害者支援が行われている。

(3) 民間の被害者支援団体との連携

全国被害者支援ネットワークに加盟する民間の被害者支援団体は、全ての都道府県で設立されている。これらの団体は、電話又は面接による相談、裁判所へ赴く際の付添い等の直接支援、相談員の養成及び研修、自助グループ（遺族の会等）への支援、広報啓発等を行っており、警察では、こうした団体の設立・運営を支援している。また、都道府県公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、犯罪被害等^(注)の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に実施できる団体を犯罪被害者等早期援助団体として指定しており、平成26年4月1日現在、全国で45団体が指定されている。

注：平成25年末現在の要員総数 33,687人

(4) 被害者の特性に応じた施策

犯罪類型等によって犯罪被害者等には異なった特性があることから、警察では、性犯罪被害者、交通事故事件の被害者^(注1)、配偶者からの暴力事案の被害者^(注2)、ストーカー事案の被害者^(注3)、被害少年^(注4)、暴力団犯罪被害者等について、その特性に応じた施策を推進している。



警察職員による病院への付添い（被害者は模擬）



警察職員による相談（被害者は模擬）

図表7-29 被害者の特性に応じた施策の例

性犯罪被害者

性犯罪被害者の立場に立った対応を心掛け、その精神的負担の軽減を図る。

- ・ 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置
- ・ 女性警察職員による「性犯罪110番」、「性犯罪被害者相談コーナー」等の相談体制の充実
- ・ カウンセリング技能を有する警察職員の活用、精神科医等との連携によるカウンセリング委嘱制度の運用
- ・ 初診料、診断書料、緊急避妊に要する経費等の支援、衣類を証拠として預かる際の着替え等の整備
- ・ 産婦人科医会等との連携強化 等

(5) 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、国が一定の給付金を支給するものである。この制度は、昭和56年1月に開始して以来、犯罪被害等の早期の軽減に重要な役割を果たしている。

図表7-30 犯罪被害者等給付金

遺族給付金

支給額(最高額～最低額)
2,964万5千円～320万円

※ 犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合、医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額も併せて支給

障害給付金

支給額(最高額～最低額)
3,974万4千円～18万円

※ 障害とは、負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体上の障害で、法令に定める程度のもの(障害等級:第1級～第14級)

重傷病給付金

上限額
120万円

※ 重傷病(加療1か月以上かつ3日以上入院(精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状)になった場合、医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を1年を限度として支給)

図表7-31 犯罪被害給付制度の運用状況

区分	年度	22年度以前	23年度	24年度	25年度	累計
申請に係る犯罪被害者数(人) (申請者数(人))		8,143 (11,571)	652 (810)	619 (729)	558 (645)	9,972 (13,755)
	裁定に係る犯罪被害者数(人) (裁定件数(件))	7,679 (11,109)	715 (896)	573 (690)	571 (662)	9,538 (13,357)
支給裁定に係る犯罪被害者数(人) (裁定件数(件))		7,250 (10,555)	663 (835)	517 (621)	516 (597)	8,946 (12,608)
	不支給裁定に係る犯罪被害者数(人) (裁定件数(件))	429 (554)	52 (61)	56 (69)	55 (65)	592 (749)
裁定金額(百万円)		22,633	2,065	1,509	1,233	27,439

注1：165頁参照

2、3：68頁参照

4：77頁参照

第4節

犯罪対策閣僚会議の取組と外国治安機関等との連携

1 犯罪対策閣僚会議の取組

(1) 犯罪対策閣僚会議の開催

平成14年に刑法犯の認知件数が過去最高の約285万件を記録するなど、治安情勢が危険水域に達し、国民が強い不安感を抱くようになったことを背景に、警察だけではなく、政府全体としての犯罪対策を進めることの重要性が認識された。そこで、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、政府では、15年9月から、首相が主宰し、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を開催している。同会議において、同年12月には「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」、20年12月には「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、犯罪情勢に即した各種の施策を講じ、社会全体を犯罪に対して強いものにするための総合的な対策が推進されてきた。



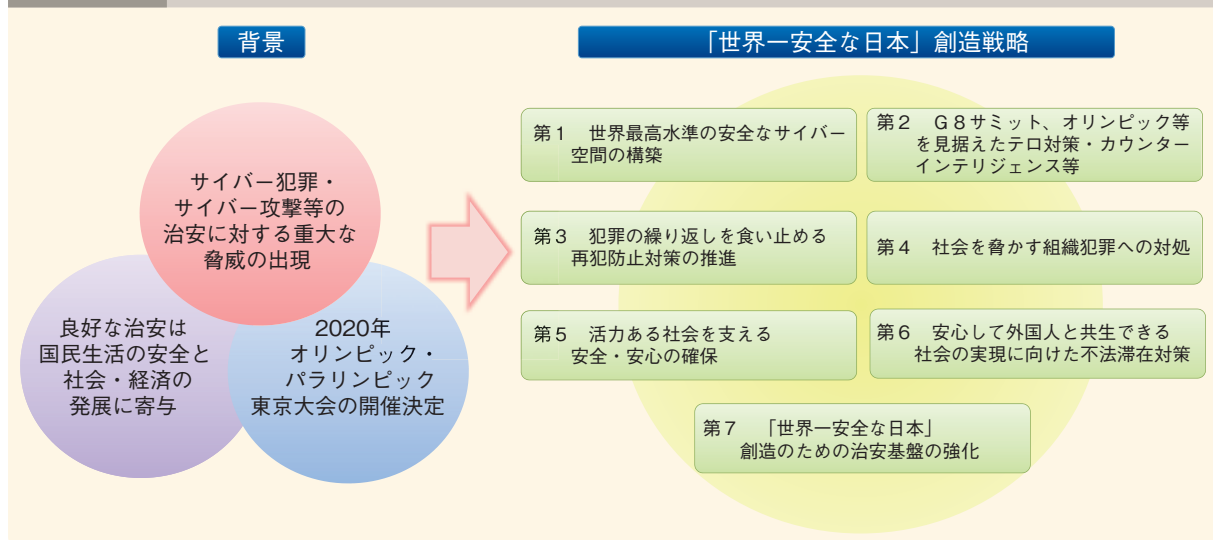
第21回犯罪対策閣僚会議（提供：内閣広報室）

(2) 「世界一安全な日本」創造戦略の策定

現在、我が国の治安は、刑法犯認知件数等の指標が改善する一方で、サイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロ、組織犯罪といった重大な脅威に直面している。また、良好な治安は、国民生活の安全を確保すると同時に、社会・経済の発展にも寄与するものである。こうしたことを踏まえ、平成25年12月、「世界一安全な日本」創造戦略が第21回犯罪対策閣僚会議において策定されるとともに、閣議決定された。

この戦略は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控えた今後7年間を視野に、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成し、「世界一安全な国、日本」を実現することを目標としている。警察では、関係機関・団体と緊密に連携して、この戦略に基づく取組を推進していくこととしている。

図表7-32 「世界一安全な日本」創造戦略の概要



2 国際社会における日本警察の活動

(1) 国際的な犯罪に対する外国治安機関等との連携

① 東南アジア諸国連合加盟国等との連携

日本と東南アジア諸国連合（ASEAN）との関係は、政治、経済、文化等の広範な分野で緊密化している。こうした中、警察庁では、ASEAN加盟国治安機関との協力関係の強化に取り組んでいる。

平成26年5月には、フィリピンにおいて第34回ASEAN警察長官会合（ASEANAPOL）^{（注1）}が開催され、我が国から警察庁幹部が出席し、犯罪のグローバル化に対処するための東アジア警察間における連携・協力の重要性等について発言するなど積極的に議論に参加した。

また、ASEAN+3国際犯罪閣僚会議^{（注2）}が16年から開催されており、日・ASEAN友好協力40周年に当たる25年9月にラオスにおいて開催された第6回会議に併せ、日・ASEAN国際犯罪閣僚会議が初めて開催された。我が国からは国家公安委員会委員長が出席して、テロや国境を越える犯罪と闘うための協力の強化や、拉致問題等国際的な人道上の問題を解決することの重要性等をうたう共同声明を採択した。

このほか、警察庁では、ASEAN加盟国を始めとする外国治安機関の協力を得て、16年から東アジア地域組織犯罪対策代表者会議を、また、23年から東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナーを主催するなどし、関係治安機関との連携強化を図っている。

② G8各国との連携

25年4月及び同年10月には、英国においてG8ローマ/リヨン・グループ会合が開催された。我が国からは警察庁担当者等が出席し、国際組織犯罪対策やテロ対策について積極的に議論に参加した。

③ 二国間の連携

警察では、我が国との間で多くの国際犯罪が敢行される国や来日外国人犯罪者の国籍国を始めとする各国の治安機関との間で協議を行い、必要に応じて警察当局間協力に関する文書を作成するなどして協力関係を深めている。25年8月には、警察庁長官がトルコを訪問し、トルコ国家警察長官と会談等を行った。また、同年10月には、韓国・ソウルにおいて韓国警察庁との間で第3回日韓警察協議を開催したほか、同年11月には、ベトナム・ハノイにおいてベトナム公安省との間で日越治安当局次官級協議を初めて開催した。

また、国家公安委員会委員長が、シンガポール（同年3月）、ベトナム（同年5月、7月及び9月）、モンゴル（同年7月）、ラオス（同年9月）、米国（26年1月）、イスラエル（同年2月）等の各国の首相、治安問題等を担当する閣僚又は駐日大使と会談を行い、各国治安機関との協力関係を強化した。



第1回目・ASEAN国際犯罪閣僚会議



警察庁長官とトルコ国家警察長官との間の文書の署名



国家公安委員会委員長と駐日米国大使との会談の様子

注1：東南アジア地域の警察機関相互の交流促進を目的として昭和56年に結成されたもので、我が国は中国、韓国等と共に参加している。

注2：ASEAN加盟国に日本、中国及び韓国を加えた治安機関の閣僚が参加する会議

(2) 治安に係る国際約束の締結

① PCSC協定の署名

PCSC協定^(注1)は、査証免除措置の下で安全な国際的渡航を一層容易にしつつ、日米両国国民の安全を強化するために、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、日米両政府間で一定の情報を交換する法的枠組みを設定するものである。この協定は、平成26年2月、日米両政府間において署名された。この協定が発効すると、重大な犯罪に関連すると疑われる人物の指紋情報について、相手国政府が保有する有罪判決確定者等一定の者の指紋情報に一致するものがあるか否かについてオンラインで照会し、自動的に回答が得られることとなる。また、一致する指紋情報があるとの回答が得られた場合には、その人物に関する追加の情報の提供を要請することができるようになる。

② 刑事共助条約(協定)の締結

刑事共助条約(協定)は、捜査共助の実施を条約上の義務とすることで捜査共助の一層確実な実施を期するとともに、捜査共助の実施のための連絡を外交当局間ではなく、条約が指定する中央当局間で直接行うことにより、手続の効率化・迅速化を図るものである。これまでに米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で締結している。

③ 犯罪人引渡条約の締結

犯罪人引渡条約は、日本で犯罪を犯し国外に逃亡した犯罪人等を確実に追跡し、逮捕するため、一定の場合を除き、犯罪人の引渡しを相互に義務付けるものである。これまでに米国及び韓国との間で締結している。

(3) 国際協力の展開

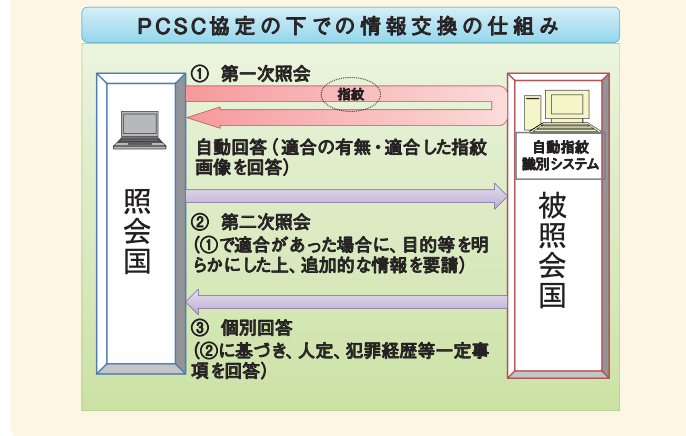
① 知識・技術の移転

警察庁では、我が国の警察の知見や特質をいかし、外務省や独立行政法人国際協力機構(JICA)と協力して、インドネシア、東ティモール、トルコ等に専門家を派遣して交番制度、犯罪鑑識等の分野で知識・技術の移転を図っている。平成25年中には、18人の専門家を新たに派遣し、派遣された者の数は、継続派遣中の者と合わせ延べ29人となっている。

ア インドネシア国家警察改革支援プログラム

13年以降、インドネシア国家警察改革支援プログラムを実施するとともに、国家警察長官アドバイザー兼プログラム・マネージャーを含む専門家を派遣している。24年以降、市民警察活動(POLMAS)^(注2)を全国展開させるため、ジャカルタ近郊の警察署をモデル警察署として活用しながら、交番制度、犯罪鑑識、通信指令システム等に関するこれまでの協力の成果の一層の定着・展開を支援している。

図表7-33 PCSC協定の仕組み



注1：重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定 (Agreement between the Government of Japan and the Government of the United States of America on Enhancing Cooperation in Preventing and Combating Serious Crime) の略称

注2：インドネシア語で Perpolisian Masyarakat の略

イ 東ティモール国家警察に対する協力

東ティモール政府からの要請に基づき、25年11月、専門家を派遣し、コミュニティ・ポリシングの現状を視察した上で、助言・指導を行うとともに、東ティモールの警察官をインドネシアに引率し、インドネシア国家警察と協力しながら、交番の視察、巡回連絡の研修等を実施した。



東ティモールにおけるコミュニティ・ポリシングに関する指導の様子



インドネシアにおける同国警察官（右から二人目）による東ティモール警察官に対する巡回連絡研修の様子

ウ トルコにおけるアフガニスタン警察官訓練等に対する協力

トルコ警察では、アフガニスタンの治安改善のため、同国警察の能力向上に必要な警察官訓練を実施している。我が国では、トルコ政府からの要請を受け、23年以降、同国に柔道講師の警察官を派遣してアフガニスタン警察官に対し柔道技術を指導するとともに、これらを通じて、警察官として必要な規律や職業倫理も教えている。また、22年以降、トルコ警察幹部を我が国に招へいし、トルコ警察との協力関係を強化している。



トルコ国内での訓練に参加したアフガニスタン警察官に対する指導の様子

エ フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム

20年9月から26年3月までの間、フィリピン国家警察に対しては、犯罪対策能力向上プログラムを実施し、警察行政、警察科学捜査（鑑識）及び犯罪捜査能力向上に関する指導・支援を行った。

オ 研修員の受入れ

警察では、知識・技術の移転及び諸外国との情報交換の促進を図るため、研修員の受入れ体制を整備し、都道府県警察における実地研修、警察大学校国際警察センターにおけるセミナー等を行っている。25年中には、17回の研修でインドネシア、フィリピン及びモンゴル等各国の警察幹部を含む168人の研修員を受け入れている。

② 国際緊急援助活動

我が国は、外国で大規模な災害が発生し、被災国政府又は国際機関の要請があった場合、被災地に国際緊急援助隊を派遣しており、警察もその一員として国際緊急援助活動を行っている。

警察では、国際緊急援助隊の派遣に関する法律が施行された昭和62年以降、延べ242人の隊員を13の国・地域に派遣し、被災者の捜索・救助等を行った。

警察活動の最前線



風びかぼ 雨びかぼ

被災地に笑顔を

前 岩手県大船渡警察署被災地対策隊地域安全班（現 宮崎県宮崎南警察署刑事第二課）

米澤 秀紀 警部補



東日本大震災の被災地の各県警察には、今も、全国から多くの警察官が出向しています。

私も、平成25年4月から1年間、岩手県警察に出向し、岩手県大船渡警察署の一員として、被災地の安全・安心のため、様々な活動に携わりました。その一つが、高齢者や子供を対象とした防犯教室です。

被災地では、仮設住宅に居住する被災者を対象とした仮設住宅購入名目の特殊詐欺の被害や、復興工事等で交通量が増加したことにより交通事故が、多く発生しています。

そのため、大船渡警察署の防犯教室では、振り込め詐欺等の特殊詐欺の手口を劇で紹介して、高齢者に被害防止を呼び掛けたり、ヒーローが悪者から子供を救う「防犯戦隊ケセンジャー」ショーを披露して、子供たちに交通ルールや不審者への対応策を教えています。

私は、震災で悲しい思いをした人たちが劇やショーを見て少しでも笑ってほしいという思いで防犯教室を行いました。劇のユニークな台詞や動きに手を叩いて笑ってくれる地域住民の笑顔や、大声でケセンジャーを応援してくれる子供たちの真剣なまなざしを見ていると、こちらの方が嬉しくなり、日頃の苦労も忘れることができました。

私は、現在は宮崎県警察に帰県しましたが、被災地の皆さんが安心して笑顔で暮らせるようになることを願い、今後も職責を果たしていきたいと思っています。



チェストくん

被害に遭われた方々の明日のために

鹿児島県警察本部警務部相談広報課 被害者支援室

田島 かおり 警部補



「被害者支援に答えはない」

支援活動を行う中で、私が日々実感することです。

毎日発生する事件・事故によって被害に遭われた方々は、私たちの想像以上に悲しみや苦しみを感じています。私はその現状を目の当たりにし、警察官として成し得る精一杯のことをしようと、職務に取り組んでいます。

ある事件により最愛の子供を亡くされた御夫婦は、その事実を受け止められない様子でしたが、「真実が知りたい」という一心を支えに、私たちの付添いを受けながら、裁判を傍聴されました。

判決後、交わした会話の中で忘れられない言葉があります。

「何年かかっても夫婦で子供の足取りをたどりたい。それだけが、子供が生きていた証を取り戻すために親としてできることだから」

警察による事件・事故の捜査には終わりがありますが、被害に遭われた方々にとっての事件・事故には、終わりがありません。しかし、そのような中で、被害に遭われた方々がそれでも前を向いて生きていこうとする強さに、支援に当たる私たちが励まされることも多く、それが日々の職務の原動力となっています。

これからも被害に遭われた方々に寄り添い、その気持ちを受け止め、明日につながるよう力を尽くしたいと思っています。

